指定通所介護事業所運営規程

(桑の実園デイサービスセンター)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桑の実園福祉会が開設する指定通所介護事業所(以下「事業所」という)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者(以下「通所介護従業者」という)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力 に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他 の生活全般及び機能訓練を行う。
 - 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密 な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとと もに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 桑の実園デイサービスセンター
- (2) 所在地 たつの市揖西町小神字塚原 1551

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上 利用者の生活相談及び援助の企画立案、実施に従事し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行なうほか、自らも指定通所介護の提供にあたるものとする。
- (3)看護職員 1名以上

利用者の健康管理や療養上の世話を行うが、日常生活上の介護、介助等も行う。

- (4)介護職員 5名以上 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。
- (5)機能訓練相談員 1名以上 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から土曜日 ※年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
 - (3) 提供時間 午前9時00分から午後4時30分

(指定通所介護の利用人員)

第6条 指定通所介護事業所の利用定員は、1日35人とする。

(指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の、 額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、毎年保険者より交付される「介護保険負担割合証」に記載されている『利用者負担の割合』に基づき算出される額とする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提供する。)

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 個別機能訓練
- (5) 若年性認知症ケア
- (6) 口腔機能向上サービス
- (7) 栄養改善サービス
- (8) 健康チェック
- (9) 送迎
- 2 指定通所事業者は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の支払 いを利用者から受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選 定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通 所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
- (3)食事に係る費用
- (4) おむつ代
- (5) 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に 負担させることが適当と認められる費用(実費相当額)
- 3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を した上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域は、たつの市、揖保郡(太子町)、姫路市(林田町)の区域とする。

(衛生管理)

- 第9条 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 3 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の ための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施す る。
 - 4 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する 手順」に沿った対応を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものと する。
 - 1 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留

意する。

- 2 入浴サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 着替え、おしめ等の準備
- 3 食事サービスを利用する際の留意事項
 - (1) アレルギー、食事形態の連絡
- 4 機能訓練サービスを利用する際の留意事項
 - (1)補助(装)具利用者はその準備
- 5 送迎サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 休止する場合はその連絡、車椅子等利用希望の有無

(虐待の防止等)

- 第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、 以下に掲げる事項を実施する。
 - 2 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者 に周知徹底を図る。
 - 3 虐待防止のための指針を整備する。
 - 4 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時における対処方法)

- 第12条 通所介護員等は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
 - 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 3 利用者に対するは通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、 防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出 その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 通所介護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、 業務体制を整備する。
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 5 当事業所は、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要か つ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するた めの方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(附 則)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 2月 1日から施行する。

- この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年12月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 1月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 9月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。